

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊船岡駐屯地
第416会計隊長 北畠 誠

次により一般競争入札（不用物品売払）を実施するので関係事項を承知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

G p	件 名	規 格 等	数量	単位	搬出期限	搬出場所
1	鉄屑ほか13件	別紙第1「内訳書」及び「仕様書」のとおり			代金納付の日から5日以内 (令和4年3月31日までに 搬出)	陸上自衛隊船岡駐屯地
2	バッテリー屑ほか18件	別紙第2「内訳書」のとおり				
3	使用済タイヤほか17件	別紙第3「内訳書」のとおり				

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者との契約は行わない。
- 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、入札書又は別途誓約書により必ず誓約すること。
- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8)の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに順ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- 令和1・2・3年度全省庁統一資格において物品の買受けで東北地域の資格を有するものであつて、「A」、「B」、又は「C」に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(12) GP1参加条件

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「取引業」、「フロン類回収業」、「解体業」及び「破砕業」のすべてを満たすものであること。

イ 取引業以外の3業種を他業者に下請けさせる者で、入札日の2日前までに下請負承認申請書を提出し、契約担当官の承認を受けたものであること。また、下請負業者は入札に参加できないものとする。

ウ 入札日の2日前までに、下記の書類を提出したものであること（FAX、郵送可）

(ア) 資格審査結果通知書の写し

(イ) 取引業及びフロン類回収業者登録通知書の写し

(ウ) 解体業及び破砕業許可書の写し

(エ) 仕様書中「2.6 処理要領」に基づく解体及び破砕の行程予定表

(※) 取引業以外の3業種を他業者に下請けさせる者は、下請負承認申請書

- 3 契約条項を示す場所
陸上自衛隊船岡駐屯地 第416会計隊契約班
- 4 競争入札執行の場所及び日時
(1) 日時 令和4年1月17日(月) 11時00分
(2) 場所 陸上自衛隊船岡駐屯地 幹部食堂
- 5 現場確認の場所・日程及び要領
(1) 日時: 随時(1業者毎対応)
(2) 場所: 陸上自衛隊船岡駐屯地
(3) 要領: 「資格審査結果通知書」及び「引取業登録通知書等」を会計隊に送付(FAX、郵送可)のうえ、業務隊補給科 瀬川(内線326)へ事前連絡し日時を調整のうえ現場確認すること。
- 6 落札の決定方法
(1) 消費税込みのグループ毎総額決定とし、グループ毎総額が当方所定の予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。
(2) 同札の場合は、速やかに抽選を実施する。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除
(3) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しないときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- 8 損害賠償金請求に関する事項
車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。
- 9 入札の無効
(1) 第2項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
(2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判読し難いもの
(3) 現場確認をしていない者の入札
(4) 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を誓約した旨の記入のない入札又は入札書に記載できない場合で誓約書の提出がない入札
(5) 代理での入札の場合で入札書に受任者の氏名の記入押印のない入札
(6) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
(7) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している場合
(8) その他、入札に関する条件に違反した者の入札
- 10 契約書の作成
落札決定後遅滞なく契約書を作成する。契約書には、不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び売払い物品の解体に関する特約条項を付す。
- 11 その他
(1) 入札書には、消費税込の金額を記載する。
入札書の件名はそれぞれ「(第1グループ)鉄屑ほか13件」、「(第2グループ)バッテリー屑ほか18件」、「(第3グループ)使用済タイヤほか17件」と記載する。
(2) 郵便入札は、令和4年1月14日(金)17時まで本官の手許に到着したものに限り。電報入札は認めない。
(郵便入札にあたっては、事前に担当(黒木)まで連絡すること。なお、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。)
(3) 再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施するものとします。
郵便入札がない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参してください。
(4) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札開始時までに「委任状」を提出すること。
(5) 現場以外及び官側担当者から指示された場所以外への立入は禁止するものとする。
(6) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

ア 入札に関する事項

陸上自衛隊船岡駐屯地 第416会計隊契約班

TEL: 0224-55-2301 内線 352

FAX: 0224-55-2301 内線 358

担当者: 黒木

イ 現物確認に関する事項

陸上自衛隊船岡駐屯地 業務隊補給科

TEL: 0224-55-2301 内線 326

担当者: 瀬川